

平成 24 年 2 月 定例会

請願・陳情参考資料

(平成 24 年 2 月 21 日)

福祉保健部

## 陳情(新規)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
23年-1号 (24.2.6)	福祉保健	<p>障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出について</p> <p>鳥取県ろうあ団体連合会</p> <p>鳥取県精神障害者家族会連合会</p> <p>きょうされん鳥取支部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合福祉法（仮称）については、内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において、骨格提言(H23.8.30)がとりまとめられ、これを踏まえて、平成24年2月8日に同部会において、厚生労働省案が報告されたところである。（3月上旬に閣議決定され、通常国会に提案される見込み）  <b>&lt;厚生労働省案の骨子&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会の実現、社会的障壁の除去に資するよう、法律の理念を新たに掲げる。</li> <li>・法律の名称そのものを見直す。</li> <li>・障害福祉サービスを受ける前提となる障害程度区分は施行5年後をめどに見直す。</li> <li>・サービス対象に政令で定める難病患者を加える。</li> </ul> </li> <li>・本案に対しては、「現行制度の実質廃止とすれば自治体が支給決定をやり直すなど、現場が混乱する」との意見がある一方で、提言が反映されていないとの意見も多く出されているのが現状。</li> <li>・県としては、当事者団体と十分意見交換をした上で、制度設計をすべきであると考えており、国における検討状況を注視し、必要があれば国に要望していきたい。</li> </ul>

## 請願(新規)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
24年-2号 (24.2.15)	福祉保健	<p>「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の法制化を求める意見書の提出について</p> <p>鳥取県精神障害者家族会連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神医療体制の整備 圏域毎に24時間365日の精神科救急医療体制を確保し、精神疾患を持つ者等、直ちに精神的治療が必要な者に対し、必要な医療の提供及び相談を受け付けている。また、各保健所及び精神保健福祉センターで、相談窓口を設け、医師や保健師による相談体制を確保している。</li> <li>・家族に対する支援 精神障がい者の家族に対する支援として、鳥取県精神障害者家族会連合会が行う研修会や交流会の開催、精神障がいに対する正しい理解・知識の普及啓発の取り組みに必要な経費を助成。</li> <li>・精神障がい者の地域移行支援 精神障がい者の地域移行を促進し、精神障がい者が住み慣れた地域で充実した地域生活を行うため、対象者のニーズを踏まえた個別支援計画を作成、必要な支援を行うとともに、圏域ごとに推進会議等を開催、医療・保健・福祉等の関係機関の連携や地域の課題解決を図っている。</li> <li>・こころのケアとしてのうつ病対策 うつ病の早期発見・早期治療のため、かかりつけ医と精神科医との連携体制を構築している。また、こころの相談窓口を精神保健福祉センター・各総合事務所福祉保健局・各市町村等に設置し、相談体制の充実に努めている。 (参考)自殺対策にかかる各種事業は、自殺対策基本法に基づいて実施している。</li> </ul>

## 陳情(新規)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況									
24年-3号 (24.2.16)	福祉保健	国民医療と国立病院の充実強化を求める意見書の提出について  全日本国立医療労働組合 鳥取医療センター支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鳥取県保健医療計画において、鳥取医療センターは、精神科救急医療機関、脳卒中の回復期の医療機関等として位置付けている。また、県内に数少ない重症心身障害児施設の機能を担っている。           <p style="margin-left: 2em;">○鳥取医療センターの病床数</p> <table style="margin-left: 2em;"> <tr> <td>一般病床</td> <td>292床</td> <td>(うち重症心身障害児施設 160床)</td> </tr> <tr> <td>精神病床</td> <td>238床</td> <td></td> </tr> <tr> <td>結核病床</td> <td>18床</td> <td>合計 548床</td> </tr> </table> </li> <li>2. 鳥取医療センターが地域医療において果たしている役割等に鑑み、鳥取県地域医療再生計画に、脳卒中の回復期の設備、周産期母子医療センターの新生児集中治療管理室で長期化した慢性的患者の受入れに必要な医療機器、統合失調症等の診断機器等の整備や充実を盛り込み、支援を行っている。また、国庫補助制度を活用し、平成24年度から新たに精神科救急医療体制整備の委託、院内保育所運営への補助を行う予定である。</li> <li>3. 医師・看護師の確保のために、奨学金や修学資金等の貸付などを行い、将来県内で働く医師・看護師の確保に努めている。</li> </ol>	一般病床	292床	(うち重症心身障害児施設 160床)	精神病床	238床		結核病床	18床	合計 548床
一般病床	292床	(うち重症心身障害児施設 160床)										
精神病床	238床											
結核病床	18床	合計 548床										

## 陳情(新規)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
24年-4号 (24.2.16)	福祉保健	国民医療と国立病院の充実強化を求める意見書の提出について  全日本国立医療労働組合 米子支部	<p>1 鳥取県保健医療計画において、米子医療センターは、地域がん診療連携拠点病院、脳卒中の急性期の医療機関、糖尿病の急性増悪時治療、専門治療及び慢性合併症（透析）を行う病院、二次救急医療機関等として位置付けている。</p> <p>また、県内唯一の腎臓移植登録施設である米子医療センターは、平成24年度に全面建替整備に着手する予定であり、その際、緩和ケア病床や腎センターの整備など病院機能の充実が予定されている。</p> <p>○米子医療センターの病床数 一般病床 250床</p> <p>2 米子医療センターの地域医療において果たしている役割等に鑑み、鳥取県地域医療再生計画に、腎センター、看護師養成所、緩和ケア病床、がん診療機器、無菌室等の整備や充実を盛り込み、支援を行っている。また、国庫補助事業を活用し、平成24年度から新たに小児救急輪番の実施、院内保育所運営への補助を行う予定である。</p> <p>3 医師・看護師の確保のために、奨学金や修学資金等の貸付などを行い、将来県内で働く医師・看護師の確保に努めている。</p>

## 陳情(新規)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
24年-7号 (24.2.20)	福祉保健	<p>公的年金の引き下げに反対する意見書の提出について</p> <p>全日本年金者組合鳥取県本部</p>	<p>平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」において、マイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、本来の年金額よりも高い水準の年金額で支給している物価スライド特例分を、平成24年度から平成26年度の3年間で解消し、平成24年度は10月から実施することが示された。その内容に従った法案が平成24年通常国会に提出されており、国民的な合意に向けた議論の行方を注目しているところ。</p>

## 陳情(新規)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
24年-8号 (24.2.20)	福祉保健	<p>「社会保障と税の一体改革」に反対する意見書の提出について</p> <p>全日本年金者組合鳥取県本部</p>	<p>平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」において、社会保障の充実・安定化と、その財源を確保する具体的な施策が定められた。</p> <p>今後、政府・与党と野党各党との協議により、社会保障制度の持続可能性が確保されるような法案化を期待しているところ。</p> <p>なお、平成23年10月には、国民的な議論を踏まえた一体改革の実現、12月には、消費税の引き上げにあたり、逆進性への十分な配慮を国に対してそれぞれ要望している。</p>

## 陳情(継続)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
23年-11号 (23.9.14)	福祉保健	<p>ポリオ不活化ワクチンの早急な導入を求める意見書の提出について</p> <p>新日本婦人の会鳥取県本部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DPT(ジフテリア、百日せき、破傷風)と不活化ポリオとの4種混合ワクチンについて、現在、2社のワクチン開発企業が国へ薬事承認申請を行っている。</li> <li>・国は、可能な限り迅速に審査を行い、平成24年度秋に不活化ポリオワクチンを導入できるよう努力したいと表明しているところ。</li> <li>・なお、国では不活化ポリオワクチンを国内導入する際には、予防接種法に基づく定期接種として実施できるよう、生ワクチンから不活化ワクチンへの移行方法等を検討している。</li> <li>・不活化ポリオワクチン導入まで接種を待つ人が増えることにより、国内でのポリオ流行が懸念されることから、県は厚生労働省課長通知(平成23年10月)に基づき、ポリオワクチン接種の広報を関係機関(各市町村、医師会等)へ依頼するとともに、県のホームページで広く接種を呼びかけた。</li> </ul>